

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警視庁総務部長  
警視庁刑事部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
庁内関係各課長  
各管区警察局広域調整担当部長  
各管区警察局総務部長

警察庁丁総発第62号、刑企発第14号  
令和2年2月28日  
警察庁長官官房総務課長  
警察庁刑事局刑事企画課長

逮捕・勾留中の被疑者が釈放等される場合の留意事項について（通達）  
留置管理業務における新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症への対応について（通達）」（令和2年2月20日付け警察庁丁総発第57号）等で示達しているところであるが、下記の点にも留意して、感染拡大防止に万全を期されたい。

#### 記

- 1 逮捕・勾留中の被疑者について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第203条若しくは第205条の規定に基づき釈放される場合又は第95条の規定に基づき勾留の執行が停止される場合には、留置管理部門は捜査部門と連携し、当該被疑者の健康状態を改めて確認すること。
- 2 その結果、当該被疑者が何らかの体調不良を訴える場合には、当該被疑者に対する医療機関の受診の勧奨、保健所への連絡、嘱託医への相談等、感染拡大防止の観点から必要な措置を執ること。